令和6年4月30日

令和6年登米市議会定例会 4月特別議会 提案理由説明書

登米市議会 議員 番

報告第2号

登米市監査委員条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の 報告について

本件は、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)が令和6年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表6ページ)

報告第3号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が令和6年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表10ページ)

報告第4号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告について

本件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 (令和5年法律第36号)の施行による、水道法(昭和32年法律第177号)等の一部 改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報 告するものであります。 (新旧対照表12ページ) 報告第5号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関 する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について(令和6年2月22日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課)の発出に伴い、国民健康保険税の減免に関する本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

(新旧対照表14ページ)

報告第6号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の公布に伴う、本条例の一 部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第180条第1項の規定により 専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

(新旧対照表15ページ)

報告第7号

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表17ページ)

報告第8号

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用 に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条 例に係る専決処分の報告について

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表18ページ)

報告第9号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

登米市監查委員条例等 新旧対照表

第1条関係(登米市監査委員条例の一部改正)

改正案

(請求又は要求に基づく監査)

第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の8第3項</u>又は地公企法第27条の2第1項若しくは第34条の規定により監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

2 (略)

第8条~第10条 (略)

第1条~第6条 (略)

(職員の賠償責任の監査)

第11条 法<u>第243条の2の8第3項</u>又は地公企法第34条の規定による監査を求められたときは、60日以内に決定又は意見を市長に報告しなければならない。

第12条·第13条 (略)

第1条~第6条 (略)

(請求又は要求に基づく監査)

第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2</u> の2第3項又は地公企法第27条の2第1項若しくは第34条の規定により監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

2 (略)

第8条~第10条 (略)

(職員の賠償責任の監査)

第11条 法<u>第243条の2の2第3項</u>又は地公企法第34条の規定による監査を求められたときは、60日以内に決定又は意見を市長に報告しなければならない。

第12条・第13条 (略)

о О П

改正案 行 現 第1条~第4条 (略) 第1条~第4条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する 第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。 は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。 第6条・第7条 (略) 第6条・第7条 (略)

第3条関係(登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部改正)

改正案 行 第1条~第6条 第1条~第6条 (略) (略) (議会の同意を必要とする賠償責任の免除) (議会の同意を必要とする賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項 第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項 の規定により病院事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除につ の規定により病院事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除につ いて議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠 いて議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠 償額が100万円以上である場合とする。 償額が100万円以上である場合とする。 第8条~第10条 (略) 第8条~第10条 (略)

第4条関係(登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

改正案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2</u> <u>の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員 又は市の職員(同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令 の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害 を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるも のとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条の4</u>第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) \sim (4) (略)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員 又は市の職員(同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令 の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害 を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるも のとする。

行

現

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条第1</u>項第1号 に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

 $(3) \sim (5)$ (略)

登米市営住宅条例 新旧対照表

改正案 現 第1条~第6条 (略) 第1条~第6条 (略) (入居者資格の特例) (入居者資格の特例) 第7条 前条第2号ア(ア)から(オ)までに該当する者のほか、次の 第7条 前条第2号ア(ア)から(オ)までに該当する者のほか、次の 各号のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあっては、 各号のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあっては、 前条第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精 前条第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精 神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅にお 神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅にお いてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認め いてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認め られる者を除く。 られる者を除く。 (1) (略) (1) (略) (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平 成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」と 成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」と いう。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 いう。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又 28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又 はイのいずれかに該当するもの はイのいずれかに該当するもの ア (略) ア (略) イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2 (配偶者暴力 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 (配偶者暴力 防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含 防止等法第28条の2において 準用する場合を含 む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該 む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該 命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないも 命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないも \mathcal{O} \mathcal{O}

 $(3) \sim (5)$

(略)

| 2 · 3 (略) | 2 • 3 (略) |
|--------------|--------------|
| 第8条~第67条 (略) | 第8条~第67条 (略) |

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

数 正 案 第1条~第4条 (略)

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

第6条~第35条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第37条・第38条 (略)

(過料)

- 第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を

第1条~第4条 (略

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働</u> 省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする 者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、そ の承認を受けなければならない。

第6条~第35条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第37条・第38条 (略)

(過料)

- 第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法 第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を

除く。) 又は撤去した者

 $(2) \sim (4)$ (略)

第40条~第44条 (略)

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) \sim (5) (略)

(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理 に関する講習の課程を修了した者

第46条 (略)

除く。) 又は撤去した者

 $(2) \sim (4)$ (略)

第40条~第44条 (略)

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

(6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理 に関する講習の課程を修了した者

第46条 (略)

報告第5号関係

(趣旨)

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案

(趣旨)

第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健 康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定 資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から令和6年度分まで の国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)について は、この条例の定めるところによる。

第2条·第3条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第4条 (略)

2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第15条第3項の規定による避難のための立 退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった 区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時 避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっ ている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものか ら転入した者に係る平成23年度から令和6年度までに課する当該年度 分の国民健康保険税については、令和7年3月末日までに普通徴収の 納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給 付の支払日)が到来するものに限り、免除する。

第5条~第7条 (略)

第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健 康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定 資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から令和5年度分まで の国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)について は、この条例の定めるところによる。

第2条 · 第3条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第4条 (略)

2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第15条第3項の規定による避難のための立 退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった 区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時 避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっ ている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものか ら転入した者に係る平成23年度から令和5年度までに課する当該年度 分の国民健康保険税については、令和6年3月末日までに普通徴収の 納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給 付の支払日) が到来するものに限り、免除する。

第5条~第7条 (略)

報告第6号関係

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|----------------------------------|---|
| 第1条 (略) | 第1条 (略) |
| (定義) | (定義) |
| 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 |
| 号に定めるところによる。 | 号に定めるところによる。 |
| (1) \sim (4) (略) | (1) \sim (4) (略) |
| (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人 | |
| 番号利用事務をいう。 | |
| (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人 | |
| <u>情報をいう。</u> | |
| 第3条 (略) | 第3条 (略) |
| (個人番号の利用範囲) | (個人番号の利用範囲) |
| 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲 | 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲 |
| げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる | げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる |
| 機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う特定個人番 | 機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う <u>法別表第2</u> |
| <u>号利用事務</u> とする。 | <u>の第2欄に掲げる事務</u> とする。 |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 市の機関は、特定個人番号利用事務 を処理するために | 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために |
| 必要な限度で利用特定個人情報 であって自らが保 | 必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保 |
| 有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情 | 有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情 |
| 報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施 | 報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施 |

者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、 この限りでない。

4 (略)

第5条・第6条 (略)

4 (略)

第5条・第6条 (略)

報告第7号関係

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例 新旧対照表

改正案

第1条 (略)

(固定資産税の免除等)

第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27 年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日 (以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第 17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上 地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認 定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経 過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消 されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条 第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を 新設し、又は増設したもの(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 を実施する者に限る。) について、特別償却設備である家屋又は構築 物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日 以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の 翌日から起算して1年以内に当該十地を敷地とする当該家屋又は構築 物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資 産」という。) に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して 新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り免除 する。

2 (略)

第3条~第5条 (略)

第1条 (略)

(固定資産税の免除等)

第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27 年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日 (以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第 17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上 地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認 定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経 過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消 されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第2条 第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を 新設し、又は増設したもの(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 を実施する者に限る。) について、特別償却設備である家屋又は構築 物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日 以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の 翌日から起算して1年以内に当該十地を敷地とする当該家屋又は構築 物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資 産」という。) に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して 新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り免除 する。

2 (略)

第3条~第5条 (略)

報告第8号関係

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

第1条 (略)

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の目(以下「公示日」 という。)から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載 された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興す べき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄 に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下 欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもので あって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次 に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租 税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号 に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000 万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)を した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当 該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、 かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に 当該十地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当 該土地に限る。) に対して課する固定資産税について課税免除をする。

改正案

(1) • (2) (略)

第3条~第7条 (略)

附則

第1条 (略)

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」 という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載 された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興す べき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄 に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下 欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもので あって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次 に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租 税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号 に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000 万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)を した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当 該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、 かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に 当該十地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当 該土地に限る。) に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1) • (2) (略)

第3条~第7条 (略)

附則

| 1 (略) | 1 (略) | |
|------------------------------|------------------------------|--|
| (この条例の失効) | (この条例の失効) | |
| 2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。 | 2 この条例は、合和6年3月31日限り、その効力を失う。 | |
| 3 · 4 (略) | 3・4 (略) | |